

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
1	共通事項	追加申請の対象期間はいつからいつまでか。	令和3年5月9日（日）から令和3年7月31日（土）までの第1期と令和3年8月1日（日）から令和3年10月2日（土）までの第2期が追加申請の対象期間です。	2021/12/27
2	共通事項	追加申請の受付はいつから始まるのか。	<b>1月4日</b> から追加申請受付を開始します。 また、申請受付の締切は <b>1月21日</b> です。 さらなる受付期間延長は、予算の関係上困難になりますので、この期間に忘れずに申請願います。	2021/12/27
3	共通事項	追加申請の対象となるのは、どのような場合か。	何らかの理由で、第1期、第2期の申請ができなかったり、申請額を少なく申請した医療機関が対象です。	2021/12/27
4	共通事項	申請、電話相談窓口の開設時間は。	月曜日から金曜日の9時から17時（12時から13時は休憩時間）までです。 土、日、祝日、 <u>12月29日から1月3日は閉庁日となります。</u>	2021/12/27
5	共通事項	申請様式の入手方法は。	申請様式は、茨城県ホームページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」→「新型コロナウイルスワクチンについて」からダウンロードできます。 <掲載場所URL> <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/covid-19_vaccine/team.html">https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/covid-19_vaccine/team.html</a>	
6	共通事項	申請書の添付書類として、支給決定通知書の写しが必要なのはなぜか。	第1期（令和3年5月9日から令和3年7月31日まで）と第2期（令和3年8月1日から令和3年10月2日まで）にそれぞれ支給決定がされていた場合は、その差額を支給します。 支給決定済の金額を確認するために、支給決定通知書の写しが必要となります。	2021/12/27
7	共通事項	申請書の提出先はどちらになるか。	本協力金の申請先は、茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チームです。 <b>貴院が所在する市町村、茨城県国保連ではありませんのでご注意ください。</b>	
8	共通事項	申請書類の提出方法は。	申請書の所定の箇所に押印いただき、次の宛先に郵送してください。 （宛て先） 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム 個別接種促進協力金申請デスク	
9	共通事項	申請書は持参してもよいか。	感染症対策のため、原則対面での申請は受付しておりません。上記5に記載した宛て先に郵送してください。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
10	共通事項	申請書には接種回数の実績を記載するのか。また、接種回数どのように確認するのか。	本協力金は、ワクチン個別接種回数の実績に基づき支給します。 接種に係る費用（2,070円/回）の請求は、市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会において審査を受けることとなりますが、審査において接種の実施について支払が認められなかった場合は、本協力金の対象となりませんので、認められなかった分については協力金の申請を行わないでください。既に申請済の場合は、速やかに訂正の報告を行ってください。 また、接種回数の確認は、必要に応じて、VRSの接種記録等を使用して行う予定としております。貴院における接種回数の記録については、本協力金申請時の添付は必要ありませんが、今後、 <u>会計検査の際に必要な</u> ため、 <u>保管いただく</u> ようお願いいたします。	
11	共通事項	診療所を営んでいるが、申請に当たり、以下の内容を重複して申請することは可能か。 ①診療所で週100回以上の個別接種を4週間以上行った場合 ②診療所で週150回以上の個別接種を4週間以上行った場合 ③1日当たり50回の個別接種を行った場合	重複して申請することはできません。	
12	共通事項	病院を営んでいるが、申請に当たり、以下の内容を重複して申請することは可能か。 ①1日当たり50回の個別接種を行った場合 ②特別な接種体制を確保して、1日当たり50回の個別接種を週1回以上達成する週が4週以上あった場合	②は①の加算ですので、重複して申請することができます。	
13	共通事項	病院と診療所の定義は何か。	医療法第1条の5に規定されています。 ・「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 ・「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	
14	共通事項	この制度における「1週間」とは何曜日から何曜日までを指すのか。	日曜日から土曜日までです。	
15	共通事項	高齢者施設等での巡回接種は申請の対象となるか。	医療機関が行う個別接種であれば巡回接種も対象となります。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
16	共通事項	5月9日から10月2日までの接種は、高齢者だけではなく、医療従事者や65歳以下の方にも行っているが、接種したすべての回数を計上して良いか。	お見込みのとおりです。	2021/12/27
17	共通事項	診療時間外に接種した場合は、何か別な上乘せがあるのか。	個別接種促進事業においては、診療時間内・外の区別はありませんので、診療時間外の接種も1回のカウントとなります。	
18	共通事項	予診のみの行った場合、接種回数に含めることはできるか。	予診のみの場合は、接種回数としてカウントすることはできません。	
19	共通事項	当院では、集団接種会場に医師を派遣して接種を実施している。この場合、当該会場での接種回数を申請回数に含めてよいか。	個別接種促進事業は個別接種が対象です。 なお、集団接種会場へ医師を派遣して接種を行った場合は、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」の対象となる可能性がありますので、所在市町村の担当窓口にご相談ください。	
20	共通事項	様式1の添付書類として、「口座情報のわかる書類の添付」の提出が求められているが、具体的には何を提出すればよいのか。	通帳の写しやキャッシュカードの写しなどです。 通帳の写しを提出する場合は、通帳の表紙と1ページ目の口座番号や口座名義人の読み方が記載されている箇所を写しを提出してください。	
21	診療所支援	申請要件では「週100回以上の接種」、「150回以上の接種」とされているが、協力金の支給対象は、例えば「週100回以上」の場合は、1回目からかそれとも101回目からか。	1回目の接種から支給対象となります。	
22	診療所支援	申請要件では、「接種を各対象期間に4週以上行った」場合となっているが、4週は連続している必要があるか。	連続している必要はありません。	2021/12/27
23	診療所支援	診療所を対象とした支援において、接種回数週150回を5週、週100回を5週実施した場合、それぞれ5週分の接種回数対象となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
24	診療所支援	診療所を対象とした支援について、対象期間に、週150回以上の接種が5週、週100回以上の接種を3週実施した。 この場合、週150回以上の接種をした5週分の申請しかできないのか。	ご質問のような申請も可能ですが、回数150回以上の場合は、区分「150回以上」から「100回以上」に修正したほうが、全体の請求額が高額になる場合があります。 具体例として、第1週 150回、第2週 150回、第3週 150回、第4週 150回、第5週 150回、第6週 140回、第7週 140回、第8週 140回、第9週～13週 100回以下 上記のような場合に、第1～第5までで150回を5回とカウント(①)するより、第1～第4を150回以上、第5～8を100回以上とカウント(②)した方が総額が高くなります。 ① $150 \times 5 \times 3,000 + 140 \times 3 \times 0 = 2,250,000$ ② $150 \times 4 \times 3,000 + (140 \times 3 + 150 \times 1) \times 2,000 = 2,940,000$ 上記の具体例のような場合は、様式2と様式3を「150回以上」となっている週のひとつを、「100回以上」を選択して、修正します。	2021/12/27
25	共通事項	今回の給付金は、消費税を含む金額か。	接種費用ではなく財政支援のため、消費税の対象とはなりません。	
26	診療所・病院支援	50回以上/日の1日の考え方について、24時をまたいで接種した場合は、どのように計算すればよいか。	1日の基本の考え方は0時から24時ですが、仮に24時をまたいで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。	
27	病院支援	申請要件では、「接種を各対象期間に4週以上行った」場合となっているが、4週は連続している必要があるか。	連続している必要はありません。	2021/12/27
28	病院支援	「特別な接種体制の確保」とは何か。	「通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない」と定義されています。 病院として人員の増員を行わなくても、接種専門の特別な人員を確保していれば対象となります。 また、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方は職種を問わず対象となります。	
29	病院支援	特別な接種体制の対象者は、医師、看護師のみか。	特別な体制を組み、コロナワクチン接種を行うに当たって、必要な人員として配置すれば、事務職員など職種を問わず対象となります。	
30	病院支援	特別な接種体制を確保した場合の支援において、準備や後始末の時間も含まれるか。	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。	

No	項目	質疑内容	回答	追加年月日
31	病院支援	50回以上/日の接種を行った週に属する日で、50回の接種を行っていない日に接種従事した医師等の勤務時間は、支援対象となるか。	条件を達成した週に属する50回以上/日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。	
32	病院支援	個別接種促進支援事業の実績報告書（様式2）の「（特別体制）医師の延べ時間」について、医師の時間が2.5時間だった場合に、入力する数値は切り上げて「3」、切り捨てて「2」、あるいは「2.5」のいずれでしょうか。もし「2.5」で入力すると、1時間未満の端数が生じますが、その取扱いはどうなるか。	「（特別体制）医師の延べ時間」については、日曜から土曜を足し上げた週計の段階で1時間未満（分）について切り捨てることとなります。 なお、「（特別体制）看護師等の延べ時間」も同様です。	
33	診療所支援	当院では、個別接種を対象期間内に数日行ったが、週100回に満たない週がある。様式2の実績報告書の作成に当たり、請求の要件を満たさない週の接種回数は記載しなくてよいか。	請求に関係のない日の接種回数は記載いただく必要はありません。	
34	病院支援	当院では、院内で特別な接種体制を確保して、対象期間内に1日50回以上の接種を行っているが、そのうち数日は50回に満たない日もある。様式2の実績報告書の作成に当たり、接種回数が50回未満の日の回数は記載しなくてよいか。	請求に関係のない日の接種回数は記載いただく必要はありません。	
35	職域接種関係	当院では、企業の職域接種を実施している。職域接種は本協力金の対象になるか。	本協力金において職域接種が対象となるケースは、次の①及び②のいずれも満たす場合です。 ①中小企業の社員や学生等が出向いてきて貴院内で接種を行った場合 ②「中小企業（中小企業法第2条第1項に規定する中小企業）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」の場合	
36	共通事項	申請様式1と3に代表者等の押印は必要か。	押印は不要です。	
37	診療所・病院支援	様式2の接種回数の欄は、上から「接種回数」、「時間外の接種」、「休日の接種」という順番で並んでおり、それぞれ接種回数を記入することは分かったが、「接種回数」欄には、下の休日と時間外の接種数の合計を記入すればよいのか。	「接種回数」欄には、当該日の接種回数を（どの時間に接種したかは問わない）、「時間外の接種」欄には、当該日の時間外の接種回数及び予診のみの実施回数の合計回数を、「休日の接種」欄には、当該日（休日の場合）の接種回数及び予診のみの実施回数の合計回数をそれぞれ記入します。	